

ふるさとだより

2025年6月



社会福祉法人 聖フランシスコ会

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

〔郵便振替 00930-2-50858〕

E-mail: cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp

ふるさとの家を支援してくださる皆様へ

5月23日の福音（ヨハネ15：12－17）は、イエス様がまさに支援者の皆さんのために語られた言葉のように思えます。少し長いけど引用します。

「そのとき、イエスは弟子たちに言われた。わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合いなさい。これがわたしの掟である。友のために自分の命を捨てること、これ以上に大きな愛はない。わたしの命じることを行うならば、あなたがたはわたしの友である。もはや、わたしはあなたがたを僕（しもべ）とは呼ばない。僕は主人が何をしているか知らないからである。わたしはあなたがたを友と呼ぶ。父から聞いたことをすべてあなたがたに知らせたからである。あなたがたがわたしを選んだのではない。わたしがあなたがたを選んだ。あなたがたが出かけて行って実を結び、その実が残るようにと、また、わたしの名によって父に願うものは何でも与えられるようにと、わたしがあなたがたを任命したのである。互いに愛し合いなさい。これがわたしの命令である。」

ふるさとの家を支援して下さる皆さんはイエス様の友達です。何と嬉しい話でしょうか。「あなたがたがわたしを選んだのではない。わたしがあなたがたを選んだ。」なんとありがたい話でしょう！皆さんはすでにイエス様から選ばれた友なのです。互いに愛し合い助け合いましょう！

ルカ ホルスティンク

談話室より

ぼう然！！ あ然！！

マーコ

2024年12月1日早朝、旧労働センター前の軒下で寝泊まりしている人達が裁判所の強制立ち退きにより追い出された。通告もなく突然、容赦ない強制立ち退き。

大阪府が起こした立ち退き裁判の間、50人ほどいた人が、施設やアパートに入った人、入院した人、亡くなった人、よそに移った人もおり、最終的に10数名が残っていた。人が寝ていない軒下には不法投棄された大量の電化製品などのゴミが山積みされており、その不法投棄のほう大幅に軒下を占拠して問題だった。

朝7時過ぎに、野宿者ネットワークのTさんより「センターの追い出しが始まりました」との電話。急いで駆けつけたが、既に大量の作業員が旧センターの周りの道路を鉄板で封鎖し、人が通れなくし、軒下に寝ている人を着の身着のまま追い出した。封鎖した道路入り口には作業員を配置し、人を入れなくし、中では軒下を鉄板で囲って行く。抗議するも全く役に立たずだが、近くに荷物を置いていた人の荷物だけは交渉し、返させた。とにかく追い出された当事者を探し、話を聞く。「なんて言ってきたん？」「荷物は？」「とりあえず、うちに（ふるさとの家）に来て考えよう」と言うも、耳に入るはずもなく、ただただぼう然。この人たちも「いつまでにと期限を切られれば出ていく」と言っていただけに襲撃のようなやり方にはまた行政への不信感だけが残る結果に・・・。

今年5月、西成区(南部)で下校中の小学生に男が車で突っ込んだ事件があった。上空にヘリが飛びまわり大騒動だった。テレビを見た人が事件のことを言いに来てくれ「わざとやったって言うてんで」と聞き、あ然。その後、ニュースで「苦勞せず生きている人が嫌だったのでやった」と話していると。それを聞いて、30年以上も前から野宿者を「世の中の役立たず、掃除してやった」と襲撃をする少年たちの事件と重なる。最近では野宿をしている人にお金を渡して動画を撮ったり、酔っ払ってにぎやかな人をあたかもこの街を象徴しているように撮り、垂れ流しているのも、実はこの地域周辺(北部)に来ようと思っていたのではないかと勘ぐってしまう。東京からわざわざ土地勘がない「西成区」に来て、小学生を「苦勞せず生きている人」と言うには無理がある。とにかく誰がターゲットでも言語道断と言わざるを得ない。投げやりになっても、事件を起こすんじゃなく、逃げて西成にすればよかったのに・・・。



分かち合いたい理由

シスター マリア・ラン(愛徳姉妹会)

なぜ、ふるさとの家以外にも色々なことをしたいのかとよく聞かれます。例えば、シナピスという団体でなどで日本に住む多国籍の方々への支援。困っている人に食べ物を分かち合ったり、不当な扱いを受けている若者を助けたり・・・

昨年、私は埼玉教区から大阪のヨセフハウスにミッションを受けて来ました。祈りは：「主よ、私の周りには困っている人々があり、彼らは精神的にも物質的にも満たされていないと思います。私はただ神に、彼らと食事を分かち合う機会を与えてくださる

よう心から願っています」。その祈りは神が聞き入れて下さったと信じています。来て約 2 か月後、知り合いが肉、米、そしてお金を送ってくれました。ふるさとの家の責任者に相談し、まずはふるさとの家で 150 食を調理し、人々に配ることを彼女は提案してくれました。私の夢が叶いました。

人を助けたいという私の動機は、私自身の人生経験から来ています。私は共産主義が嫌だったのでボートピープルでベトナムから逃げてきたのです。私が乗っていた漁船はとても小さかったのですが、110 人が乗っていました。海上で 5 日間過ごした後、嵐が襲ってきました。波はボートを海に飲み込むかのようにでした。そのとき日本の貨物船がフィリピンに向かう途中で、私たちを救ってくれました。船がマニラ港に 3 日後到着しました。それから避難センターに着くまで長い距離を歩かなければなりませんでした。フィリピンの人たちは私たちにサンダルと服と食べ物をくれました。小さなボートに乗っていたとき、荷物が波に流されてしまったからです。人生で最も困難な状況にあったとき、日本の船やフィリピンの人たちが私たちを助けてくれたのでこの恩を決して忘れません。チャンスがあれば恩返しすることを誓いました。

ふるさとの家で初めてお弁当を配ったとき、みんな喜んで受けとったのを見て私は大変幸せでした。感謝致しました。なぜならこの分かち合いを通じて、海上で命を救ってくれた日本の人々に恩返しができたと思っているからです。

毎年の黙想と巡礼の間、私はふるさとの家で働くすべてのスタッフと周辺に住む兄弟たちのために神に平和の祈りを捧げました。



相談室から

Rさんのその後

古賀詩子

2023 年 6 月のたよりに、「もう一人のウィシュマさん」という題名で R さんのことについて書かせていただきました。読んでいない方のために短くまとめます。

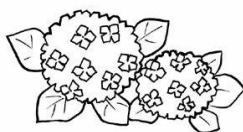
キリスト教信者として自国、中国で迫害を受け、父親とともに日本に逃げてきたのですが、入管が適切に医療を受けさせてくれなかったため、父親は来日わずか 1 ヶ月後に亡くなってしまいました。お父さんの遺骨は今もふるさとの家の納骨堂に安置されています。入管の対応に納得がいかない R さんは裁判を起こしました。わたしが R さんと知り合った時、既に裁判は始まっていました。できる限り傍聴して聞いた限り、どう見ても入管側がひどい対応をしたというのは伝わってきました。病院側が血液検査を依頼しているにもかかわらず入管側が拒否したり入院をさせなかったり、病院に行きたいなら中国に帰れ！と入管側が言ったり…。ひどいものでした。長期にわたった裁判も昨年末 12 月 12 日が判決の日でした。残念ながらわたしは判決の日に参加できなかったのですが、参加した人から聞いた結果は…「原告の訴えを棄却する。訴訟

費用は原告が負担するものとする」とだけ言って逃げるように裁判官は去って行ったという、なんともひどい不当な判決だったそうです。かわいそうに、Rさんは大変落ち込んで、今も「思い出したくない」と言っています。当然です。日本の三権分立はどこへ行ったのでしょうか？本当にひどいことです。わたしたちはRさんの味方だと伝え続けたいと思います。



お世話になりました

私事です、所属している修道会の移動により、この夏にふるさとの家を去ることになりました。2007年に初めて釜ヶ崎を訪れてから、長い間本当にたくさんのことをこのおっちゃんたちやふるさとの家に関わるすべての人たちから教えていただきました。「ええっ！こんな状況の人がいるんだ！」とか、「精神的な病気になっても当然だ…」と思うような体験をした方たちとか…。また、支援してくださっている皆さまのおっちゃんたちに対する親切に感動したことも何度もありました。ここに来なければ知らなかったことが多々あります。私は定年までずっとふるさとの家にお世話になるのだらうと思っていましたので、さみしいですが、新たな道を開こうとしてくださる神さまを信頼して、ここで学ばせてもらったことを胸にまた新たな地で歩いていこうと思います。ありがとうございました。



「風呂に入りたいかな・・・」

堀部敬子

頭先从腰まで届く位の大きくて長いリュックをラーメンを作る時も、談話室で休憩の時も身につけていた方が、最近小さなリュックになっているので、尋ねると、ちょっと目を離した隙に失くしましたと・・・。「えっ、いろいろ大変でしょう？」と話すきっかけができ、70歳をすぎているし、「もう生活保護申請して部屋に入りませんか」と言うのと「あっ、自分は野宿することは全く嫌ではありません」とはっきり言いられました。「それじゃ何が一番つらいですか」とたずねると「風呂には入れないことやな・・・」と。

生活保護の申請、年金の有無確認の手伝い、違う違う！！その前に個々のケースと、思いに寄り添わなければ・・・。又又、原点にもどれました。まず風呂券、着替え、そこからだ。

数年前まで、長く野宿をされていた方をふるさとの家で散髪、シャワー、着替え、それから役所に生活保護の申請に行っていたな。すると年金が見つかり、年金だけで生活できる人、併用で生活できる人、人それぞれのケースにたどりつく、その前のささやかなお手伝いです。

時々ふるさとに立ち寄ってくれる方で、「昔、あんな髪の毛を切ってくれたこと忘れない」と感謝される人。ふるさとのお手伝いを始めた頃、60代の方にシャワーを浴びてもらい背中を思いっきりゴシゴシすると、その方が体を拭きながら「僕、今日のこと死ぬまで忘れない！！」と感謝されたこともありました。

さあ、まず来週は野宿が苦でないあの方に、合いそうな着替えと風呂券を渡そう。

「障がい」を個性に

嶋田 ミカ

皆さんは、野宿者いわゆるホームレスの人の中に、障がいを持つ人たちが少くないことをご存じだろうか？

2009年に池袋で精神科医の森川氏が168人のホームレスを対象に行った調査によれば、10-15%が精神障害の疑い、19%がアルコール依存症、34%が知的障害（IQ70以下）と診断されたという。一般的な知的障害の出現率2.2%と比べると著しく高いといえる。

さらに2014年、全日本民医連の精神医療委員会が名古屋市内で行なった路上生活者114人の調査でも、34%に知的障害、42%に統合失調症やアルコール依存症などの精神疾患があったと報告されている。

その一方で、2017年厚生労働省のホームレス生活実態調査では、「障害者手帳を持っていますか」という問いに、持っていると答えたのは1.5%、持っていたが失くした」は1.3%に過ぎない。社会から見えなくされているホームレスの中でも障がい者はさらに可視化されていないことがわかる。

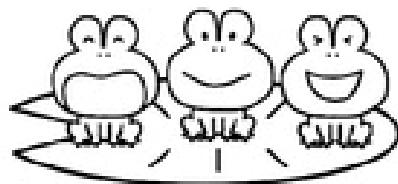
確かに路上で寝ている人たちの中には、夜回りなどで声をかけても、受け答えができない、あるいは支離滅裂なことを言う人がいる。こうした人々の多くは統合失調症やアルコール依存症に伴う幻覚や知的障害を抱えており、生活保護の受給を勧めても断固拒否する。例えばAさんは「スイスの銀行に多額の財産があるから、生活保護は受けられない」と主張、何度説得しても受け入れない。

軽度の知的障がいや発達障がいの場合、教育現場などで見逃されることもある。いずれの場合も、家族からの虐待、学校や職場でのいじめや暴力、低学歴に伴う不安定就労・不安定収入等の社会経済問題が背景にある。これらのトラウマや挫折体験による依存症や鬱の発症という二次障害も深刻だ。

ふるさとで金銭管理している人たちの中には、精神障害者手帳や療育手帳を持つ人がいる。日常の様々な場面で理解や判断、記憶が難しい人、識字ができない人、対人関係が苦手でいつも誰かに虐められるとおびえている人等だ。

そんな人たちもここ釜ヶ崎では、なんとか暮らしている。生活保護や介護ヘルパー、金銭管理などの支援を使って、アパートで生活している。「会話が成り立たない」「奇声を発する」など、他の地域では避けられ、排除されてしまうような人も、「この人はこういう人だから」と許容され、ふつうに生活できる。

もちろん、綺麗ごとばかりではない。「いつも尾行されている」と夜も眠れない人や「隣で爆弾を作っている」という恐怖で自殺してしまった人もいる。それでも「障がい」を個性と考える「ちょっと変わった人」への寛容さが、釜ヶ崎の暖かさであり、懐の深さなのだと思う。



「ありがとう」っていいですね

フランシスコ会 ヨセフ杉浦 信之

フランシスコ会の杉浦です。ふるさとの家で月・木に散髪やっています。

12時から10人分の整理券があるので受け取ってもらう。「丸刈りのみです。長さは調節できますが、私がそれしかできないのでよろしくお願いします（素人なんです）。」「生活保護や年金を受給している方はご遠慮ください。」

一日10人程度なので、必要な人ができるように、結構お断りしています。それから、私が丸刈り以外出来ないの「女性の方はご遠慮ください」です。

いろんな方々が散髪をしにいらっしゃいます。優しそうな感じの方、穏やかな方、物調面な方、といろいろですが、多くの方が、終わったら「ありがとう！」って言って帰っていくんですね。ムスツとしていて、この人ちょっと怖いなと思っていても、帰りしなに「ありがとう」って言うってくれるんです。なんか、そういうのって嬉しいんですね。難しいこと抜きにして、嬉しいです！

話は変わりますが、私は修道士で修道院で生活していますが、修道院に入る前は、大阪で調理人をしていました。料亭とかではなく普通の食堂です。でも、その仕事が好きでした。何が好きだったかと言えば、一番は、やっぱりお客さんが帰りしなに行ってくれる「ありがとう」という言葉でした。大阪の人って、食事して帰る時に「ありがとう」って言う人多いんですよね、大阪の特徴なのかな？でも、これっていいですよ。毎日、夕方一番に来るお客さんがいました。工場勤めなんでしょうね、いつも作業着で来ていました。いつもかけそば一杯だけ食べていくんですね。夏だろうが冬だろうがいつでも。一杯250円のかけそばを毎日食べていってくれました。そして帰りしなに「ありがとう」って言って帰っていくんです。それだけの事なんだけどなんか嬉しかったし、仕事やっていてよかったと思ったもんです。

「ありがとう」って言葉、大切にしていきたいです。



ボランティア紹介

大倉 愛さん 20年以上前に高校生だった時にボランティアに来てくれていた「あいちゃん」が、月一回来てくれるように。子育て、仕事も忙しいのにいつもパワフルで「なんでもやります」と元気いっぱいには変わりません。

新スタッフ紹介



古澤 恵依子(けいこさん) 学生時代、牧師になって結婚してからも、20年余りボランティアに来てくださっている古澤さんの連れ合いさんです。古賀の退職(8月)にあたり、6月より新しくスタッフに加わってくださいます。子育て真っ最中の忙しい方ですが無理のないように働いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務室より

☆ 2024 年度会計報告

(2024 年 4 月 1 日~2025 年 3 月 30 日)

単位：円

収 入 の 部		支 出 の 部	
寄付金	16,750,742	人件費	12,300,940
受取利息	3,237	活動費	5,364,095
雑収入	1,057,264	資金収支差額	146,208
合計 17,811,243		合計 17,811,243	

雑収入：バザー売上 売電

人件費：常勤 1、非常勤 4

活動費：事業費（保健衛生費、教養娯楽費、水道光熱費等）

事務費（ボランティア交通費、通信費、消耗品費等）

★寄付金控除について

社会福祉法人聖フランシスコ会ふるさとの家への寄付金は所得税、相続税の寄付金控除や法人税の損金算入など税制上の特別措置が認められています。なお、以下の点にご注意ください。

- ・当法人は、「税額控除対象法人」に該当しておりません。
- ・当該寄付金は、各都道府県が指定する寄付金に該当しませんので、住民税での寄付金控除対象外です。

詳細は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます(寄付金の種類（所得税）の方には公益社団法人等寄付金と記入いただき、寄付金の種類（住民税）は空欄でお出してください)。

※寄付金控除を受けるためには確定申告時に「領収書」が必要です。大切に保管していただくようお願いいたします。

★お願い

2022 年 1 月よりゆうちょの振込手数料が変わりました。

＊ゆうちょ口座からゆうちょ口座への振込→手数料はかかりません。

＊振込用紙を使って現金で振り込む場合→送金者にも 110 円の手数料がかかることになりました（ので、お手数ですが窓口で送金額より手数料 110 円を引いてもらった額をお振込み下さい）。



ふるさとの家で必要なもの



特に不足しているもの 靴下(男物)・かみそり・ライター (共に使いきり用)

石けん (大・小)・タオル・割りばし・使いきりマスク

●男性用の衣類(季節のものを) ・肌着 (パンツ・シャツ、新品を)

●お菓子 (誕生会に) ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖

●インスタントラーメン・缶詰・レトルト食品・防災食

●絆創膏 (バンドエイド)・綿棒・ガーゼ ●洗剤 (洗濯・食器用)

●大きめの紙袋・買い物袋 ●雨具 (カップ・傘)

●運動靴(スニーカー24~26cm)、大きいカバン・リュック

●毛布・寝袋 (10月~3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません)、カイロ

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。

その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

支援をお願いして申し訳ありませんが、荷物に現金を入れないでください。郵便振替でお願いします。

以下、釜ヶ崎の仕事と生活をかちとる会の炊き出しと連帯しています。ご支援をお願いします。

三角公園の炊き出しで使うもの

お米、調味料、日持ちのする野菜、乾物など

*送り先 557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 3-1-9

TEL 06-6641-0069 愛徳姉妹会 sr鮫島まで

*礼状が必要な時はふるさとの家にお送りください



☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、月曜から金曜の午前12~午後5時までに届くように、お願いします。